平成 20 年 11 月 26 日

各　　位

会 社 名　ニッセイ同和損害保険株式会社
代表者名　　取締役社長　立　　山　　一　　郎
（コード番号　８７５９）
（上場取引所　東証・大証第１部）

親会社等の第２四半期（上半期）業績に関するお知らせ

当社の非上場の親会社等である日本生命保険相互会社の平成 21 年 3 月期第 2 四半期（上半期）業績の内容について、別添のとおりお知らせいたします。

以 上

【添付資料】

・平成 21 年 3 月期中間連結財務諸表（別紙１）
・平成 21 年 3 月期中間財務諸表（別紙２）

【ご参考】

日本生命保険相互会社の概要

本店所在地：大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号
代　表　者：岡本圀衞
事業の内容：生命保険業
資 本 関 係：当社の発行済株式総数の 35.4％の株式を所有しております。（平成 20 年 9 月 30 日現在）

本件に関するお問い合わせ先
○ニッセイ同和損害保険株式会社
総務部　　TEL 03-5550-6381
○日本生命保険相互会社
広報室　　TEL 03-5533-1032

別 紙 1

平成２０年度中（平成２０年９月３０日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	514,726	保険契約準備金	42,873,029
コールローン	241,600	支払備金	225,216
買入金銭債権	1,319,480	責任準備金	41,322,344
金銭の信託	152,943	社員配当準備金	1,325,468
有価証券	33,803,988	再保険借	145
貸付金	9,310,840	その他負債	1,252,076
有形固定資産	1,685,802	役員賞与引当金	23
無形固定資産	162,102	退職給付引当金	440,677
再保険貸	476	役員退職慰労引当金	5,919
その他資産	868,498	支援損失引当金	515
繰延税金資産	165,337	価格変動準備金	487,263
支払承諾見返	10,967	繰延税金負債	145
貸倒引当金	△ 28,680	再評価に係る繰延税金負債	176,691
		支払承諾	10,967
		負債の部合計	45,247,455
		（純資産の部）	
		基金	200,000
		基金償却積立金	750,000
		再評価積立金	651
		連結剰余金	231,508
		基金等合計	1,182,159
		その他有価証券評価差額金	1,885,657
		繰延ヘッジ損益	△ 47
		土地再評価差額金	△ 89,906
		為替換算調整勘定	△ 27,279
		評価・換算差額等合計	1,768,424
		少数株主持分	10,044
		純資産の部合計	2,960,629
資産の部合計	48,208,084	負債及び純資産の部合計	48,208,084

(注) 1. 親会社の有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)は、次のとおり評価しております。

(1) 売買目的の有価証券については、9 月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

(3) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

(4) 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 2 条の 3 第 3 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価

(5) その他有価証券

① 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、9 月末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、9 月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

② 時価のないもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当中間連結期末における貸借対照表価額は、16,380,138 百万円、時価は、16,784,495 百万円であります。

なお、当連結会計年度より、債券投資に関する運用方針の変更に伴い、デュレーション管理の小区分を見直す必要性が生じたことから、同取扱いに基づき設定された有期利率保証型団体年金保険及び米ドル建一時払個人保険に対する小区分を廃止し、円建一時払個別保険に対する小区分の対象契約から新予定利率変動型個別保険を除いております。

これに伴い、期首において、責任準備金対応債券の一部をその他有価証券に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、有価証券が 4,824 百万円、その他有価証券評価差額金が 3,237 百万円増加し、繰延税金資産が 1,829 百万円減少しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純剰余が 242 百万円減少しております。

3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4. (1) ① 親会社の有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物の減価償却は定額法により行っております。

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、主として定額法により行っております。

② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,097,400 百万円であります。

5. 土地の再評価に関する法律に基づき、親会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 14 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。

7. (1) 親会社の貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

(2) 親会社のすべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(3) 連結される子会社及び子法人等については、主として資産査定基準及び償却・引当基準等に則り、必要と認められた額を引当てております。

(4) 破綻先及び実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は、8,140 百万円（担保・保証付債権に係る額 6,886 百万円）であります。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9. 親会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結期末において発生していると認められる額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

11. 支援損失引当金は、再建支援等に伴う将来負担見込額を見積計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間連結期より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号）を適用しております。

なお、借手のリース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、リース資産が有形固定資産に 148 百万円、リース債務がその他負債に 149 百万円計上されております。また、経常利益及び税金等調整前中間純剰余が 8 百万円増加しております。

14. 親会社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

① ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。

② ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 親会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間連結期に費用処理しております。

16. 親会社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成 18 年度より、一部の個人年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により責任準備金を 5 年間にわたり追加して積立てることとしております。これにより、当中間連結期に積立てた額は、121,890 百万円であります。

17. 当中間連結期に係る親会社の法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当連結会計年度に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積立て及び取崩しを前提として計算しております。

18. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は、57,736 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

① 破綻先債権額は、3,433 百万円、延滞債権額は、39,603 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。

② 3 カ月以上延滞債権額は、480 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③ 貸付条件緩和債権額は、14,220 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は、5,542 百万円、延滞債権額は、2,598 百万円それぞれ減少しております。

19. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は、1,638,460 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	前連結会計年度末現在高	1,233,268 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	226,284 百万円
ハ	当中間連結期社員配当金支払額	150,984 百万円
ニ	利息による増加額	16,899 百万円
ホ	当中間連結期末現在高(イ+ロ−ハ+ニ)	1,325,468 百万円

21. 担保に供されている資産の額は、有価証券 638,447 百万円、リース債権 67,121 百万円、土地 2,952 百万円、建物 336 百万円であります。また、担保に係る債務の額は、637,052 百万円であります。
なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 596,522 百万円及び受入担保金 580,506 百万円をそれぞれ含んでおります。

22. 保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円追加募集しております。

23. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積立てております。

24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式及び出資金の総額は 139,511 百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,406,320 百万円であります。

26. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間連結期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、282,803 百万円であります。

27. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は、105,569 百万円であります。

28. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結期末における今後の拠出見積額は、90,467 百万円であります。
なお、当該拠出金は支出した期の事業費として処理しております。

平成20年度中 〔平成２０年４月　１日から 平成２０年９月３０日まで〕 中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		3,350,497
保険料等収入	2,561,714	
資産運用収益	634,577	
（うち利息及び配当金等収入）	593,827	
（うち有価証券売却益）	32,995	
その他経常収益	154,206	
経常費用		3,304,908
保険金等支払金	1,899,071	
（うち保険金）	630,542	
（うち年金）	237,585	
（うち給付金）	388,045	
（うち解約返戻金）	520,939	
（うちその他返戻金）	121,416	
責任準備金等繰入額	598,152	
責任準備金繰入額	581,252	
社員配当金積立利息繰入額	16,899	
資産運用費用	275,308	
（うち支払利息）	2,933	
（うち商品有価証券運用損）	0	
（うち金銭の信託運用損）	17,325	
（うち有価証券売却損）	48,356	
（うち有価証券評価損）	25,067	
（うち金融派生商品費用）	56,819	
（うち特別勘定資産運用損）	94,262	
事業費	287,187	
その他経常費用	245,187	
経常利益		45,589
特別利益		8,021
固定資産等処分益	810	
貸倒引当金戻入額	7,211	
特別損失		6,383
固定資産等処分損	2,690	
減損損失	2,504	
その他特別損失	1,188	
税金等調整前中間純剰余		47,227
法人税及び住民税等		58,943
法人税等調整額		△ 47,335
少数株主利益		271
中間純剰余		35,348

(注) 1. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

① 資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	土地	建物	計
賃貸用不動産等	31 百万円	―	31 百万円
遊休不動産等	1,911 百万円	562 百万円	2,473 百万円
合計	1,942 百万円	562 百万円	2,504 百万円

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸用不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 4.0％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は公示価格等をもとに算定しております。

平成20年度中（平成20年 4月 1日 から 平成20年 9月30日 まで）　中間連結基金等変動計算書

（単位:百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
前連結会計年度末残高	**200,000**	**700,000**	**651**	**473,978**	**1,374,629**
当中間連結会計期間変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立て				△ 226,284	△ 226,284
基金償却積立金の積立て		50,000		△ 50,000	－
基金利息の支払				△ 2,501	△ 2,501
中間純剰余				35,348	35,348
基金の償却	△ 50,000				△ 50,000
土地再評価差額金の取崩				967	967
基金等以外の項目の当中間連結会計期間変動額(純額)					
当中間連結会計期間変動額合計	－	**50,000**	－	**△ 242,469**	**△ 192,469**
当中間連結会計期間末残高	**200,000**	**750,000**	**651**	**231,508**	**1,182,159**

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	**2,301,439**	**155**	**△ 88,938**	**△ 16,157**	**2,196,499**	**9,954**	**3,581,082**
当中間連結会計期間変動額							
基金の募集							50,000
社員配当準備金の積立て							△ 226,284
基金償却積立金の積立て							－
基金利息の支払							△ 2,501
中間純剰余							35,348
基金の償却							△ 50,000
土地再評価差額金の取崩							967
基金等以外の項目の当中間連結会計期間変動額(純額)	△ 415,782	△ 203	△ 967	△ 11,121	△ 428,074	90	△ 427,983
当中間連結会計期間変動額合計	**△ 415,782**	**△ 203**	**△ 967**	**△ 11,121**	**△ 428,074**	**90**	**△ 620,453**
当中間連結会計期間末残高	**1,885,657**	**△ 47**	**△ 89,906**	**△ 27,279**	**1,768,424**	**10,044**	**2,960,629**

平成２０年度中（平成２０年４月　１日から　平成２０年９月３０日まで）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純剰余	47,227	
賃貸用不動産等減価償却費	13,399	
減価償却費	21,656	
減損損失	2,504	
支払備金の増加額(△減少額)	△ 14,454	
責任準備金の増加額(△減少額)	581,099	
社員配当準備金積立利息繰入額	16,899	
貸倒引当金の増加額(△減少額)	△ 8,033	
役員賞与引当金の増加額(△減少額)	△ 70	
退職給付引当金の増加額(△減少額)	5,318	
役員退職慰労引当金の増加額(△減少額)	△ 11	
利息及び配当金等収入	△ 593,827	
有価証券関係損益(△益)	38,549	
支払利息	2,933	
有形固定資産関係損益(△益)	1,880	
特別勘定資産運用損益(△益)	94,262	
その他	17,560	
小　　計	226,894	
利息及び配当金等の受取額	600,511	
利息の支払額	△ 2,686	
社員配当金の支払額	△ 115,369	
その他	11,480	
法人税等の支払額	△ 39,168	
営業活動によるキャッシュ・フロー	681,660	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△ 76,120	
買入金銭債権の売却・償還による収入	57,743	
金銭の信託の増加による支出	△ 37	
金銭の信託の減少による収入	88	
有価証券の取得による支出	△ 5,854,007	
有価証券の売却・償還による収入	5,040,848	
貸付けによる支出	△ 667,132	
貸付金の回収による収入	766,031	
その他	△ 203,763	
Ⅱ① 小　　計	△ 936,350	
（Ⅰ＋Ⅱ①）		（　△ 254,690）
有形固定資産の取得による支出	△ 27,477	
有形固定資産の売却による収入	1,334	
その他	△ 17,661	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 980,155	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	68,399	
借入金の返済による支出	△ 68,395	
基金の募集による収入	50,000	
基金の償却による支出	△ 50,000	
基金利息の支払額	△ 2,501	
その他	2,951	
財務活動によるキャッシュ・フロー	453	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 5,924	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額(△減少額)	△ 303,965	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	1,294,607	
Ⅶ　連結子会社及び子法人等の減少による現金及び現金同等物の減少額	△ 2,537	
Ⅷ　現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	988,103	

現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が 3 カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数　11 社

連結される子会社及び子法人等は、株式会社ニッセイコンピュータ、ニッセイアセットマネジメント株式会社、ニッセイ情報テクノロジー株式会社、ニッセイ・キャピタル株式会社、ニッセイ・リース株式会社、ニッセイ信用保証株式会社、Nippon Life Insurance Company of America、NLI Properties East, Inc.、NLI Properties West, Inc.、NLI Commercial Mortgage Fund,LLC、NLI Commercial Mortgage FundⅡ, LLC であります。

主要な非連結の子会社及び子法人等は、ニッセイ・カードサービス株式会社、株式会社日本生命東京保険代理社及びニッセイ・ビジネス・サービス株式会社であります。

NLI Properties Central, Inc.は、解散により、連結の範囲から除いております。

非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、中間純損益及び剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数　0 社

持分法適用の関連法人等数　4 社

会社名　ニッセイ同和損害保険株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、企業年金ビジネスサービス株式会社、広電日生人寿保険有限公司

持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等(ニッセイ・カードサービス株式会社、株式会社日本生命東京保険代理社他)及び関連法人等(Bangkok Life Assurance Public Company Limited 他)については、それぞれ中間連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の当中間連結期間の末日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等のうち、在外子会社の中間期末日は 6 月 30 日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結期末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

別 紙 2

平成２０年度中 （平成２０年９月３０日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	456,875	保険契約準備金	42,868,683
コールローン	241,600	支払備金	222,453
買入金銭債権	1,319,480	責任準備金	41,320,761
金銭の信託	152,943	社員配当準備金	1,325,468
有価証券	33,843,662	再保険借	145
（うち国債）	11,730,574	その他負債	1,098,901
（うち地方債）	1,506,576	債券貸借取引受入担保金	572,089
（うち社債）	3,544,211	未払法人税等	46,650
（うち株式）	8,313,997	リース債務	51
（うち外国証券）	8,266,013	その他の負債	480,109
貸付金	9,359,709	役員賞与引当金	23
保険約款貸付	1,117,477	退職給付引当金	438,929
一般貸付	8,242,232	役員退職慰労引当金	5,785
有形固定資産	1,669,967	支援損失引当金	515
無形固定資産	162,024	価格変動準備金	487,263
再保険貸	476	再評価に係る繰延税金負債	176,691
その他資産	641,024	支払承諾	10,390
繰延税金資産	146,848	負債の部合計	45,087,329
支払承諾見返	10,390	（純資産の部）	
貸倒引当金	△24,829	基金	200,000
		基金償却積立金	750,000
		再評価積立金	651
		剰余金	156,421
		損失てん補準備金	9,867
		その他剰余金	146,554
		危険準備積立金	71,917
		社会厚生福祉事業助成資金	1,533
		圧縮積立金	32,281
		別段積立金	170
		中間未処分剰余金	40,652
		基金等合計	1,107,072
		その他有価証券評価差額金	1,875,725
		繰延ヘッジ損益	△47
		土地再評価差額金	△89,906
		評価・換算差額等合計	1,785,771
		純資産の部合計	2,892,844
資産の部合計	47,980,174	負債及び純資産の部合計	47,980,174

(注) 1. 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)は、次のとおり評価しております。

(1) 売買目的の有価証券については、9月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

(3) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

(4) 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価

(5) その他有価証券

① 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、9月末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、9月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

② 時価のないもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
責任準備金対応債券の当中間期末における貸借対照表価額は、16,380,138百万円、時価は、16,784,495百万円であります。
なお、当期より、債券投資に関する運用方針の変更に伴い、デュレーション管理の小区分を見直す必要性が生じたことから、同取扱いに基づき設定された有期利率保証型団体年金保険及び米ドル建一時払個人保険に対する小区分を廃止し、円建一時払個別保険に対する小区分の対象契約から新予定利率変動型個別保険を除いております。
これに伴い、期首において、責任準備金対応債券の一部をその他有価証券に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、有価証券が4,824百万円、その他有価証券評価差額金が3,237百万円増加し、繰延税金資産が1,829百万円減少しております。
また、経常利益及び税引前中間純剰余が242百万円減少しております。

3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4. (1) ① 有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却は定額法により行っております。

② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,041,684百万円であります。

5. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年3月31日
再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

7. 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

⑴ ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記⑶の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

⑵ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

⑶ 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は、6,672百万円(担保・保証付債権に係る額6,269百万円)であります。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

11. 支援損失引当金は、再建支援等に伴う将来負担見込額を見積計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
この結果、従来の方法によった場合と比べ、リース資産が有形固定資産に51百万円計上されており、リース債務がその他負債に51百万円計上されております。なお、経常利益及び税引前中間純剰余への影響はありません。

14. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

① ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。

② ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成18年度より、一部の個人年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。これにより、当中間期に積立てた額は、121,890百万円であります。

17. 当中間期に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積立て及び取崩しを前提として計算しております。

18. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は、46,110 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

① 破綻先債権額は、3,337 百万円、延滞債権額は、38,108 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96 条第1 項第3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。

② 3 カ月以上延滞債権額は、480 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③ 貸付条件緩和債権額は、4,183 百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は、5,371 百万円、延滞債権額は、1,301 百万円それぞれ減少しております。

19. 保険業法第118 条第1 項に規定する特別勘定資産の額は、1,638,460 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	前期末現在高	1,233,268 百万円
ロ	前期剰余金よりの繰入額	226,284 百万円
ハ	当中間期社員配当金支払額	150,984 百万円
ニ	利息による増加額	16,899 百万円
ホ	当中間期末現在高(イ＋ローハ＋ニ)	1,325,468 百万円

21. 担保に供されている資産の額は、有価証券638,447 百万円、土地2,952 百万円、建物336 百万円であります。また、担保に係る債務の額は、580,579 百万円であります。
なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 596,522 百万円及び受入担保金 580,506 百万円をそれぞれ含んでおります。

22. 保険業法第60 条の規定により基金を 50,000 百万円追加募集しております。

23. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積立てております。

24. 子会社等の株式及び出資金の総額は、314,685 百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,406,320 百万円であります。

26. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、282,803 百万円であります。

27. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は、151,306 百万円であります。

28. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の拠出見積額は、90,467 百万円であります。
なお、当該拠出金は支出した期の事業費として処理しております。

29. 保険業法施行規則第71 条第1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は、175 百万円であります。

平成２０年度中（平成２０年　４月　１日から／平成２０年　９月３０日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**3,298,346**
保険料等収入	**2,549,563**	
（うち保険料）	2,549,112	
資産運用収益	**630,889**	
（うち利息及び配当金等収入）	589,852	
（うち有価証券売却益）	32,890	
その他経常収益	**117,893**	
経常費用		**3,252,390**
保険金等支払金	**1,888,911**	
（うち保険金）	630,270	
（うち年金）	237,585	
（うち給付金）	378,290	
（うち解約返戻金）	520,939	
（うちその他返戻金）	121,416	
責任準備金等繰入額	**598,064**	
責任準備金繰入額	581,164	
社員配当金積立利息繰入額	16,899	
資産運用費用	**268,952**	
（うち支払利息）	1,965	
（うち商品有価証券運用損）	0	
（うち金銭の信託運用損）	17,325	
（うち有価証券売却損）	45,741	
（うち有価証券評価損）	23,678	
（うち金融派生商品費用）	55,432	
（うち特別勘定資産運用損）	94,572	
事業費	**276,733**	
その他経常費用	**219,728**	
経常利益		**45,955**
特別利益		**7,676**
固定資産等処分益	810	
貸倒引当金戻入額	6,866	
特別損失		**6,375**
固定資産等処分損	2,682	
減損損失	2,504	
社会厚生福祉事業助成金	1,188	
税引前中間純剰余		**47,257**
法人税及び住民税		**55,210**
法人税等調整額		**△ 46,449**
中間純剰余		**38,496**

(注) 1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券7,006百万円、株式等9,779百万円、外国証券16,104百万円であります。

2. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券17,353百万円、株式等691百万円、外国証券27,695百万円であります。

3. 有価証券評価損の内訳は、株式等19,037百万円、外国証券4,641百万円であります。

4. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げた出再責任準備金戻入額は、12百万円であります。

5. 利息及び配当金等収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	1,097百万円
有価証券利息・配当金	421,080百万円
貸付金利息	100,228百万円
不動産賃貸料	51,766百万円
その他利息配当金	15,679百万円
計	589,852百万円

6. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

① 資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	土地	建物	計
賃貸用不動産等	31百万円	－	31百万円
遊休不動産等	1,911百万円	562百万円	2,473百万円
合計	1,942百万円	562百万円	2,504百万円

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸用不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は公示価格等をもとに算定しております。

平成２０年度中〔平成２０年４月　１日から 平成２０年９月３０日まで〕中間基金等変動計算書

（単位：百万円）

	基金等										
				剰余金							
					その他剰余金						
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失てん補準備金	危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	別段積立金	中間未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
前期末残高	200,000	700,000	651	9,020	71,917	1,221	32,082	170	281,332	395,742	1,296,394
当中間期変動額											
基金の募集	50,000										50,000
社員配当準備金の積立て									△ 226,284	△ 226,284	△ 226,284
損失てん補準備金の積立て				847					△ 847	－	－
基金償却積立金の積立て		50,000							△ 50,000	△ 50,000	－
基金利息の支払									△ 2,501	△ 2,501	△ 2,501
中間純剰余									38,496	38,496	38,496
基金の償却	△ 50,000										△ 50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立て						1,500			△ 1,500	－	－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△ 1,188			1,188	－	－
圧縮積立金の積立て							941		△ 941	－	－
圧縮積立金の取崩							△ 742		742	－	－
土地再評価差額金の取崩									967	967	967
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	－	50,000	－	847	－	312	199	－	△ 240,679	△ 239,321	△ 189,321
当中間期末残高	200,000	750,000	651	9,867	71,917	1,533	32,281	170	40,652	156,421	1,107,072

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,276,167	155	△ 88,938	2,187,384	3,483,778
当中間期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立て					△ 226,284
損失てん補準備金の積立て					－
基金償却積立金の積立て					－
基金利息の支払					△ 2,501
中間純剰余					38,496
基金の償却					△ 50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立て					－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					－
圧縮積立金の積立て					－
圧縮積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					967
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 400,442	△ 203	△ 967	△ 401,612	△ 401,612
当中間期変動額合計	△ 400,442	△ 203	△ 967	△ 401,612	△ 590,934
当中間期末残高	1,875,725	△ 47	△ 89,906	1,785,771	2,892,844